

令和6年度伊東市保育所入所申込要領

保育所とは、保護者が仕事や病気などのため、児童の保育を必要とする場合に保護者に代わって保育をする児童福祉法に基づく児童福祉施設です。この案内での保育所とは、「認可保育所」、「認定こども園（保育部）」、「小規模保育事業」をいいます。

1 保育所一覧・入所対象年齢（令和6年4月1日現在の年齢でクラス分けを行います。）

保育所名	所在地	電話番号	入所対象児童の生年月日（年齢）	定員
○保育園				
富士見保育園	玖須美元和田 716-129	37-2179	H30.4.2~R5.4.1 (1~5歳児)	110人
玖須美保育園	和田二丁目 1-23	36-6380	H30.4.2 以降 ^{※1} (0~5歳児)	120人
広野保育園	広野三丁目 3-28	37-0575	H30.4.2~R5.4.1 (1~5歳児)	60人
宇佐美保育園	宇佐美 610-20	47-3004	H30.4.2~R5.4.1 (1~5歳児)	100人
八幡野保育園	八幡野 1189-170	54-2700	H30.4.2 以降 ^{※1} (0~5歳児)	80人
伊豆栄光荻保育園	荻 601-13	36-6603	H30.4.2 以降 ^{※1} (0~5歳児)	80人
伊豆栄光富戸保育園	富戸 45-1	51-1780	H30.4.2 以降 ^{※1} (0~5歳児)	80人
伊豆栄光湯川保育園	湯川三丁目 8-10	37-5488	H30.4.2 以降 ^{※1} (0~5歳児)	100人
つくし保育園	吉田 584	48-7747	H30.4.2 以降 ^{※1} (0~5歳児)	60人
○認定こども園				
幼保連携型認定こども園 川奈愛育クラブ（保育部） ^{※2}	川奈 1267	44-1400	H30.4.2 以降 ^{※1} (0~5歳児)	74人
○小規模保育事業				
伊豆栄光なぎさ保育園	静海町 3-20	55-7473	R3.4.2 以降 ^{※1} (0~2歳児)	19人
ちゅうりっぴ保育園	吉田 370	55-7855	R3.4.2 以降 ^{※1} (0~2歳児)	18人
小規模保育所えん	松原 771-13	32-0030	R3.4.2 以降 ^{※1} (0~2歳児)	12人

※1 0歳児クラスは、生後2か月を経過した次の月（育児休業を取得している場合は、育児休業終了日が属する月の初日）から入所できます。※出産前であっても申込みできます。

※2 幼稚部を希望する方は、施設に直接お問い合わせください。

2 受付期間等

受付期間	令和5年10月2日（月）～令和5年10月13日（金） ※土・日・祝日を除く
受付時間	午前9時～午後5時
受付場所	○令和5年10月時点で保育園に在園しており、新規申込がない場合・・・各保育所 ○新規申込児童がいる場合・・・伊東市幼児教育課（市役所高層棟5階） ※各出張所、連絡所及び郵送での受付は行いません。

※令和6年度内に、職場復帰、出産、市外から転入を予定している方で、令和6年度中の保育所入所を希望される場合は、受付期間内の申し込みが必要です。

※受付期間を過ぎて申込みされる場合は、「あきまち」としての受付となりますので、ご了承ください。

「あきまち」とは？ 当初申込者の選考終了後に空いている保育所がある場合、選考することです。

3 申込に必要な書類

- ・就労先によっては、就労証明書の作成に時間がかかる場合がありますのでご注意ください
- ・ご家庭や保護者、児童の状況によっては別途必要な書類を提出していただくことがあります。
- ・必要書類に不備・不足がある場合は、申込されたことになりません。

確認欄	書類等の名称	必要事項
<input type="checkbox"/>	教育・保育給付認定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙記載例を参考に、両面記載してください。 ・1世帯につき1枚必要です。
<input type="checkbox"/>	保育所等の利用申込書	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙記載例を参考に、両面記載してください。 ・1世帯につき1枚必要です。
<input type="checkbox"/>	入所希望児童調査票 ※0～2歳児クラスの場合「乳児用」 ※3～5歳児クラスの場合「幼児用」	<ul style="list-style-type: none"> ・申込児童1人につき1枚（両面）必要です。
<input type="checkbox"/>	保育所入所申込みに関する確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・内容を確認のうえ、記入してください。 ・1世帯につき1枚必要です。
<input type="checkbox"/>	就労証明書 <チェック欄> <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 同居祖父 <input type="checkbox"/> 同居祖母 <input type="checkbox"/> 同居おじ <input type="checkbox"/> 同居おば <input type="checkbox"/> 他の同居者	<ul style="list-style-type: none"> ・就労先に作成を依頼してください。 ・前年度から様式が変更されていますので、ご注意ください。 ・児童の父母及び同居者（18歳未満を含む）のうち、就労している方は、全員分の提出が必要です。 ・同居とは、住民票上は別世帯であっても、同じ棟で生活している場合を含みます。 ・チェック欄で確認をしてください。 ・1世帯につき1枚必要です。 <取得例> 4人家族、申込児童2人と父母の場合 ⇒父の就労証明書1枚、母の就労証明書1枚
<input type="checkbox"/>	就労していない方の保育の利用を必要とする理由書 (就労証明書の裏面)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の父母及び同居者で就労していない場合に、記入してください。 ・理由によって内容がわかる書類の写しを必ず添付してください。
<input type="checkbox"/>	母子手帳の写し (表紙+出産予定日の記載ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>出産予定児童の申込みをする場合のみ、提出してください。</u>

4 子ども・子育て支援新制度における教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、保育所を利用するために、保育の必要性や必要量を認定するものです。

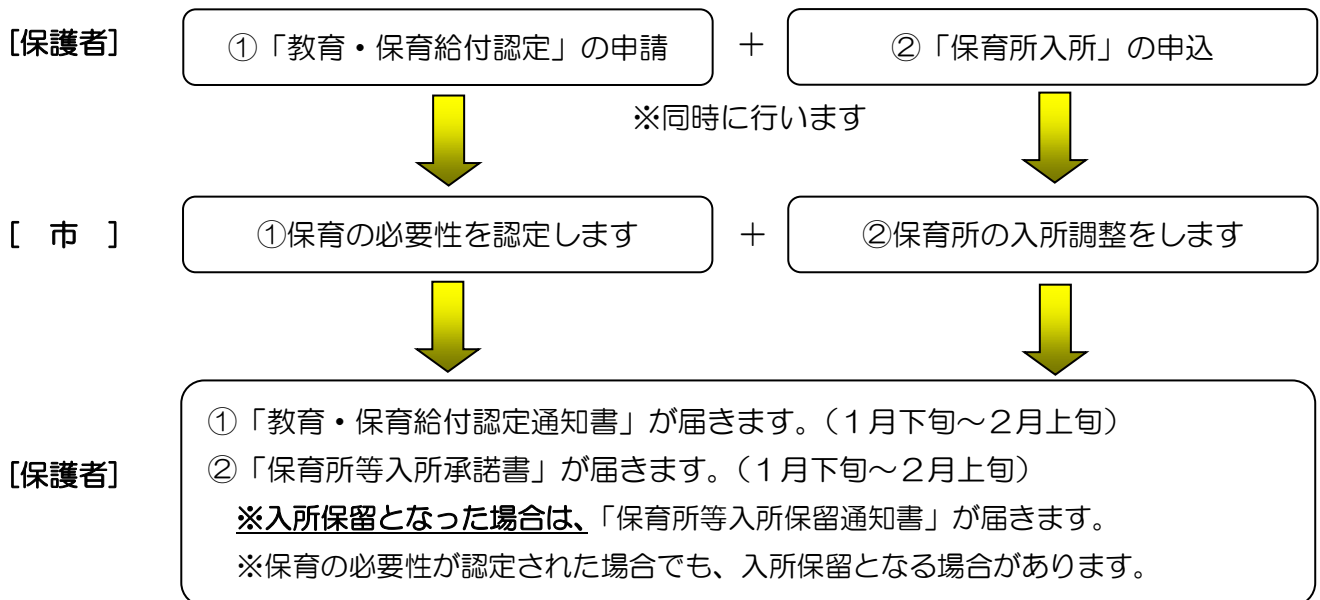
児童の年齢によって、2号認定と3号認定に分かれ、保育の必要性の程度によって保育標準時間と保育短時間に分かれます。就労証明書等から保育の必要性を判断して認定されます。

年 齢	保育の必要性	認 定 区 分	保護者のひと月の就労時間
満3歳以上	あり	2号認定（保育標準時間）	120時間以上
		2号認定（保育短時間）	60時間以上120時間未満
満3歳未満	あり	3号認定（保育標準時間）	120時間以上
		3号認定（保育短時間）	60時間以上120時間未満

- (1) 育児休業期間中は、満3歳未満（0～2歳児クラス）に限り、保育短時間認定となります。
- (2) 求職活動期間中は、年齢に関わらず保育短時間認定となります。
- (3) 保育の必要性の事由に該当しなくなった場合には、認定が取り消しとなります。
- (4) 保育標準時間認定の場合であっても、新規入所児童については、保育所に無理なくなじめるように、保育時間を短い時間から徐々に伸ばしていく「ならし保育」の期間があります。
ならし保育の期間や内容は、入所児童の年齢によって異なります（概ね2週間程度）。

5 教育・保育給付認定申請と保育所入所申込について

保育所利用申込みの際は、「教育・保育給付認定の申請」と「保育所利用申込」を同時に行います。



6 保育を必要とする事由

保育所入所申込には、保護者のいずれもが次の保育を必要とする事由に該当する必要があります。

番号	事由	内容	必要書類
1	就労	ひと月において 60時間以上 就労していること (1日4時間、月15日が最低限の目安です。)	・就労証明書
2	妊娠・出産	妊娠中又は出産後間もないこと ※出産予定日前56日目が属する月の初日から出産後56日目が属する月の末日まで入所できます。 例：出産予定日 11/4⇒入所期間 9/1日～12/31	・母子手帳の写し ※表紙及び出産予定日の記載があるページ
3	病気・障害	病気や障害のため、保育を必要としていること	・診断書 ・手帳等の写し
4	介護・看護	同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしていること	・診断書 ・介護保険証等の写し
5	災害	災害復旧にあたっていること	・り災証明書等
6	求職活動	求職活動をしていること	・ハローワーク受付票の写し
7	就学	大学や専門学校、職業訓練校等に就学していること	・在学証明書等の写し
8	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	—
9	育児休業	育児休業取得時に、既に保育所を利用している児童がいて、継続利用が必要であること ※育児休業対象児童のきょうだいに限ります。 ※育児休業時の退園規定は令和3年9月に廃止となりました。	就労証明書 ※育児休業の取得期間の記載が必要です。
10	その他	その他これらに類するものとして、市が定める事由に該当すること	—

※ご家庭や保護者、児童の状況によっては別途必要な書類を提出していただくことがあります。

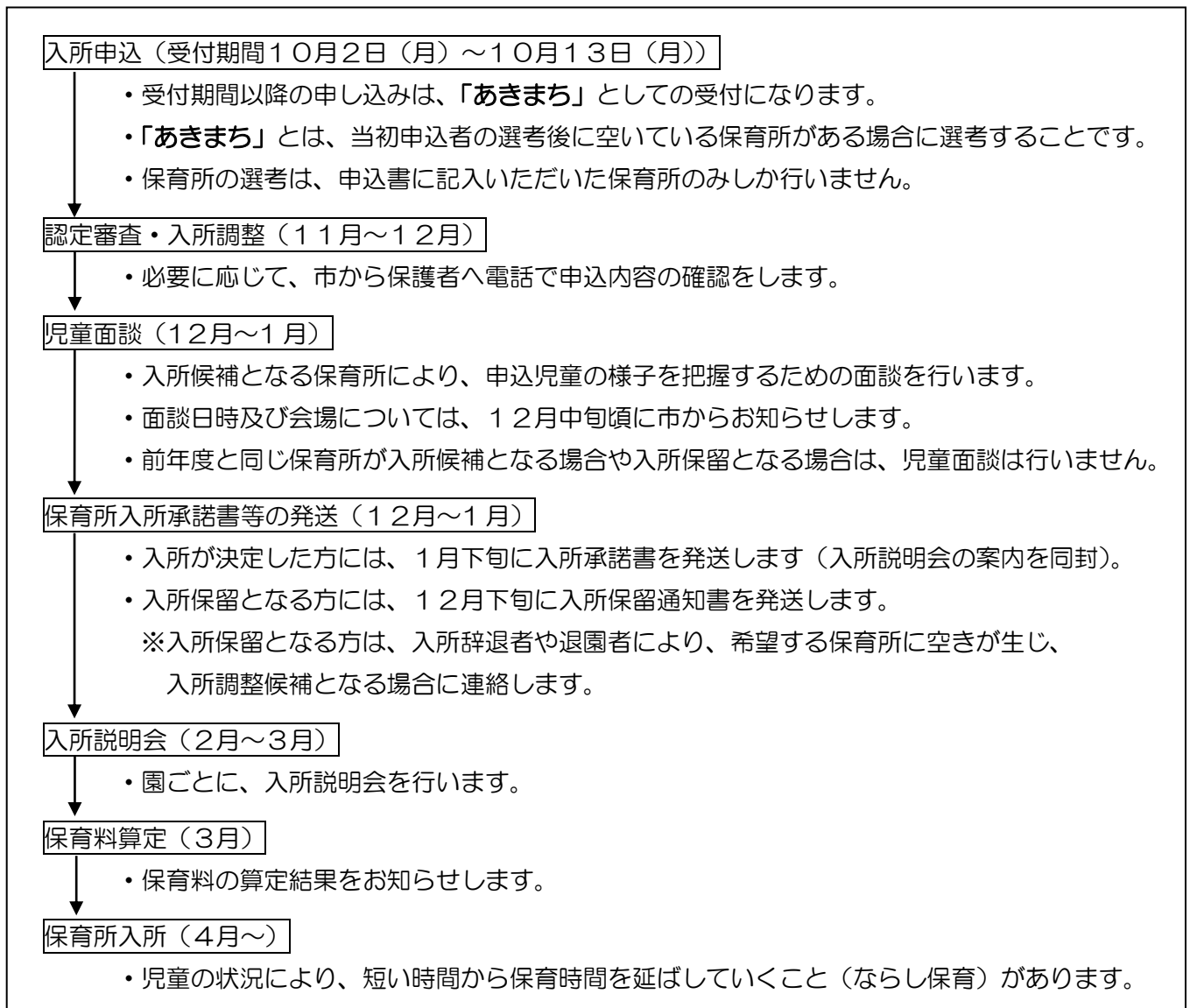
<保育所の優先利用について>

入所選考の際には、以下の優先利用者が優先される場合があります。

※保育を必要とする事由のいずれかに該当していることが必要です。

- ・優先利用の一例（順不同）※優先順位の高いものから並べたものではありません。
ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業により就労の必要性が高い場合、虐待やDVのおそれがある場合、社会的養護が必要な場合、児童が障害を有する場合、育児休業明けの場合、その他市が定める事由

7 入所までの流れ



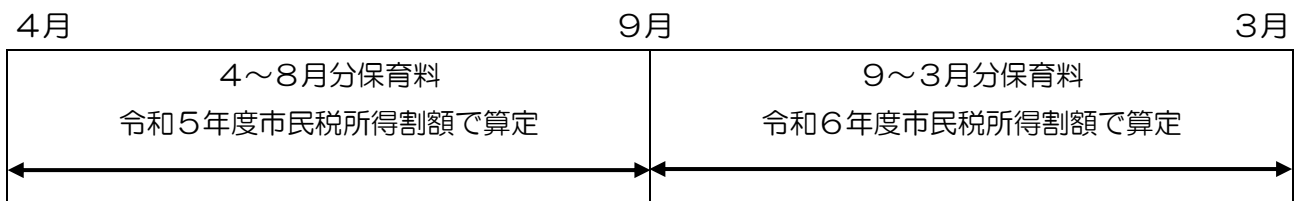
8 入所選考

- (1) 市が定める基準に基づき、申込書類等の内容をもとに実情を調査し、保育を必要とする状況に応じて、希望する保育所の入所承諾・不承諾を決定します。
- (2) 第1希望の保育所の申込み児童数が受入れ可能人数を上回った場合は、在園児を含めた申込者の中から、保育を必要性の高い方から入所を決定します。※第2希望以降も同様の方法で決定します。
- (3) **希望する保育所が1か所のみで、入所不承諾となった場合、他の保育所が空いていたとしても審査の対象になりませんので、希望する保育所を増やすなど、入所できる可能性を高くする方法をご検討ください。**
- (4) 前年度の在園児童であっても、新規申込児童と同様に、年度ごとの審査となるため、保護者の事由の実情により、別の園に入所決定する場合や入所不承諾となる場合があります。
- (5) 以下に該当する場合は、入所不承諾となる場合があります。
 - ① 保育所に入所できる基準に該当しない場合
 - ② 希望する保育所について、希望者が多数となる場合
 - ③ 保育所に入所できる基準により、希望する保育の実施期間に該当しない場合

9 保育料

(1) 決定方法等

- ① 子ども・子育て支援法の規定により、保育所にかかる経費の一部を保護者に負担していただくものです。令和6年度の負担額は、保護者、児童の属する世帯の扶養義務者等の**市民税所得割額**によって決まります。（国の基準に基づき、毎年3月下旬に決定します。）
- ② 4月から8月までの保育料は、前年度の市民税所得割額で算定し、9月から3月までの保育料は、当年度の市民税所得割額で算定することになります。（転入者を除き、**課税資料の提出は不要**です。）
- ③ 同一世帯で2人以上の児童が入所している場合、2人目の児童は半額となり、3人目以降の児童は無料となります。
- ④ 3～5歳児クラスの児童の保育料はかかりません。



(2) 支払方法等

保育料は、口座振替により納付していただきます。手続きを行ってください。

- ・ **口座振替日は、毎月25日**です。（金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。）
- ・ 残高不足等の理由で引落としされなかった場合は、納付書を送付します。
（納付書は、ゆうちょ銀行・コンビニでの納付はできません。）
- ・ 保育所の運営にかかる経費の多くは市税等で賄われていますので、滞納がないようお願いします。
- ・ 滞納の状況によっては、退所していただく場合があります。

(3) 口座振替の手続方法

- ① 金融機関の窓口で「**口座振替依頼書**」を取得してください。**※金融機関の届出印をご持参ください。**
※ゆうちょ銀行については、窓口に口座振替依頼書がないため、幼児教育課でお渡しします。
- ② 口座振替依頼書に記入・押印（金融機関届出印）し、金融機関窓口へ提出してください。

＜口座振替手続きができる金融機関＞

- ・ 富士伊豆農業協同組合 ・ 三島信用金庫 ・ 静岡銀行 ・ 東日本信用漁業協同組合連合会静岡支店
- ・ 静岡県労働金庫 ・ 静岡中央銀行 ・ 清水銀行 ・ スルガ銀行 ・ ゆうちょ銀行（郵便局）

※ 手続き時期によって、翌月の振替処理に間に合わない場合があります。その場合は、保育所を経由して納付書をお渡しします。**（納付書は、ゆうちょ銀行・コンビニでは納付できません。）**

(4) その他

- ・ 保育料は、在籍している限り納付義務があります。※1か月間全く登園しなくても発生します。
- ・ 確定申告の修正申告等により、市民税額の更正があった場合、保育料が変更となる場合がありますので、幼児教育課までご連絡をお願いします。なお、保育料の変更は、国の指導に基づき、変更の届出があった月の翌月からとなります。

10 給食費

3・4歳児クラスは給食費（主食費及び副食費）が実費負担となります。

(1) 金額及び納付方法

①富士見保育園、玖須美保育園、広野保育園、宇佐美保育園

- ・ 該当月の登園状況により市が決定し、徴収します。
- ・ 保育料と同様に口座振替により納付していただきます。手続き方法は保育料と同じです。
（口座振替日は翌月の末日で、金融機関が休業日の場合は翌営業日となります）。

②八幡野保育園、伊豆栄光荻保育園、伊豆栄光富戸保育園、伊豆栄光湯川保育園、つくし保育園、幼保連携型認定こども園川奈愛育クラブ

- ・ 各施設により決定し、徴収します。詳細は各施設に直接お問合せください。

(2) 副食費の免除

年収 360 万円未満の世帯（両親の市民税所得割額計 57,700 円未満、ひとり親等の場合 77,101 円未満）の児童及び第 3 子（保育所等を利用する最年長の児童を第 1 子とカウントして計算します。）以降の児童は、副食費が免除されます。

保育料と同様に、4月から8月までは前年度、9月から3月までは当年度の市民税所得割額で免除の算定をすることになります。

11 保育時間

子ども・子育て支援新制度では、認定区分により利用可能な時間が異なります。

認定区分	原則保育時間	最大利用可能な時間
保育標準時間認定	8時間	10時間30分又は11時間まで（園により異なる）
保育短時間認定	8時間	8時間まで（午前8時30分～午後4時30分）

(1) 保育標準時間認定

①最大 10 時間 30 分まで

富士見保育園、玖須美保育園、広野保育園、宇佐美保育園

②最大 11 時間まで

八幡野保育園、伊豆栄光荻保育園、伊豆栄光富戸保育園、伊豆栄光湯川保育園、つくし保育園、幼保連携型認定こども園川奈愛育クラブ（保育部）、伊豆栄光なぎさ保育園、ちゅうりっぷ保育園、小規模保育所えん

※18時以降は、延長保育となり別途料金がかかります。

(2) 保育短時間認定

各園が定めた利用時間帯でご利用いただき、その時間帯以外の利用は、延長保育利用として別途料金がかかります。

(3) 各施設の開所時間

保育所名	通常保育時間	延長保育時間
富士見保育園	月～土曜日（祝日を除く） 午前7時30分～午後6時	午後6時以降の実施なし
玖須美保育園		
広野保育園		
宇佐美保育園		
八幡野保育園	月～土曜日（祝日を除く） 午前7時～午後6時	月～金曜日（祝日を除く） 午後6時～午後8時
伊豆栄光荻保育園		
伊豆栄光富戸保育園		
伊豆栄光湯川保育園		
つくし保育園		月～金曜日（祝日を除く） 午後6時～午後7時
幼保連携型認定こども園 川奈愛育クラブ（保育部）		
伊豆栄光なぎさ保育園		
ちゅうりっぷ保育園		月～金曜日（祝日を除く） 午後6時～午後8時
小規模保育所えん		

12 延長保育

保護者の勤務時間などの都合により、通常保育時間を超える場合、在籍園にて延長保育を行います。利用は事前の申込みが必要となりますので、各園にお問い合わせください。

認定区分	実施園	延長保育時間	利用料
保育標準時間認定	八幡野保育園 伊豆栄光荻保育園 伊豆栄光富戸保育園 伊豆栄光湯川保育園 つくし保育園 伊豆栄光なぎさ保育園 ちゅうりっぷ保育園 小規模保育所えん	午後6時～午後8時 月～金曜日（祝日除く）	児童1人当たり 1時間200円
	幼保連携型認定こども園 川奈愛育クラブ（保育部）	午後6時～午後7時 月～金曜日（祝日除く）	
保育短時間認定	全園	園が設定する保育短時間認定 の利用可能時間を超える時間 （月～金曜日（祝日除く）	児童1人当たり 30分50円

13 休日保育

日曜日・祝日等に、原則就労等、保護者及び同居者の事情により、児童を保育できない保護者等の子育てを支援し、就労環境の向上に資することを目的として休日保育を実施しています。

(1) 実施保育所

- 12施設（幼保連携型認定こども園川奈愛育クラブを除く園）で実施する予定です。
- 公立保育園の、実施場所は次のとおりとなります。

公立保育園（富士見・玖須美・広野・宇佐美）の実施場所

在籍園	休日保育の実施場所	
	日曜日	祝日・年末
富士見保育園	富士見保育園	富士見保育園
玖須美保育園	富士見保育園	玖須美保育園
広野保育園	富士見保育園	広野保育園
宇佐美保育園	宇佐美保育園	宇佐美保育園

※玖須美保育園、広野保育園の休日保育(日曜日のみ)は、富士見保育園で実施しています。

(2) 実施日・保育時間

ア 実施日 日曜日、祝日及び年末（12月29日、30日） ※12/31～1/3は休園日

イ 保育時間 開始時間／園ごとに異なります。※入所後に確認してください。

終了時間／原則午後6時までです。※園の都合により短縮することがあります。

(3) 利用できる方

保育所の入所児童で、保護者と同居親族等の休日の就労等により、保育ができない場合

(4) 利用申込み方法

利用する月の前月20日までに、休日保育利用申込書に休日就労証明書を添えて、園に直接申込してください。

(5) 児童の休日

休日保育を受けた児童の保護者は、同一週の月曜日から土曜日までの間の休務日等を、児童の登園しない日（児童の休日）とし、家庭で保育を実施していただくこととなります。

14 その他の保育

(1) 認可保育所の一時預かり

対象は、4月1日時点で満1歳以上の未就園児童です。日常生活上の突発的な事情により、一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児の負担軽減等のために児童を預かる制度です。

玖須美保育園、八幡野保育園、伊豆栄光菝保育園の3園で実施しています。**園へ直接ご予約ください。**

保 育 園 名	利用可能時間	電話番号
玖須美保育園	午前9時～午後4時30分	36-9977
八幡野保育園	午前9時～午後5時	54-2700
伊豆栄光菝保育園		36-6603

(2) 病児保育

①体調不良児対応型

保育所での保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、保育所内の医務室等で一時的に保育します。**※利用の対象は在園児に限ります。**

玖須美保育園、宇佐美保育園、伊豆栄光富戸保育園、伊豆栄光湯川保育園、伊豆栄光なぎさ保育園、つくし保育園、ちゅうりっぷ保育園、小規模保育所えん

②病児対応型

病気の回復期に至らない場合で、かつ当面の症状の急変が認められない病気の児童を、勤務の都合などによって家庭で育児ができないときに、一時的に保育します。

利用するためには、指定医療機関の受診が必要です。

川奈臨海学園内「りんかい保育室」 ☎45-0509

(3) 伊東市ファミリー・サポート・センター

児童を預けたい人と預かることができる人がセンターの会員として登録し、お互いの信頼関係のもと様々な子育ての援助を行います。時間単位での利用が可能です。

利用希望の方は、事前の登録が必要です。

伊東市社会福祉協議会 ☎36-1177
(月～金曜日 ※祝日を除く 午前9時～午後4時)

保育所の入所に関するFAQ

■入所申込に関すること

Q 保育所は、申し込みれば必ず入所できますか？

A 申込者数が定員を超えると、入所できない場合もあります。そのため、希望園を多くするなど、入所できる可能性を高くする方法をご検討ください。

Q 求職中でも申込はできますか？

A 申込可能です。求職中に入所が決まった場合、入所後3カ月以内に就労することが条件になります。

Q 申込前に園の見学はできますか？

A 基本的には可能です。ただし、感染症の発生状況などにより、園の見学を制限している場合がありますので、各施設へご確認いただきますようお願いいたします。園案内は、幼児教育課窓口に設置しているほか、市ホームページにも掲載しています。

Q これから出産予定の児童の申込みをする場合は、どうすればいいですか？

A 令和6年度中の入所希望であれば、申込できます。出産後に、児童氏名、生年月日、性別について幼児教育課まで連絡してください。

Q 現在、上の子が保育所に入所中です。下の子を出産後、2か月を経過した場合（産後休暇期間を終了する場合）、上の子はどうなりますか？

A 妊娠・出産を事由として入所する場合、出産予定日前56日目が属する月の初日から出産後56日目が属する月の末日までの入所期間となります。

また、就労している方で、産後休暇期間終了後に引き続き育児休業を取得する場合は、育児休業対象児童のきょうだいについては、継続して入所することができます。

※育児休業期間は0～2歳児クラスに限り、保育短時間認定となります。

Q きょうだい同時の申込みですが、同じ保育園に入れますか？

A なるべく、同じ保育園へ入所できるよう選考しますが、別々の園になることもあります。

Q 職場が市外にあるので、伊東市外の保育所を申込みたいのですが。

A あらかじめ、希望先の市町村に締切日や必要書類をご確認のうえ、伊東市の申込様式で伊東市にお申込みください。希望先の市町村の締切日に間に合うように余裕をもって申込んでください。

■入所申込書類に関すること(記入方法・就労証明書など)

Q 提出書類に不備があった場合、どうなりますか？

A 入所申込のための提出書類に不備・不足がある場合は、申込されたことになりません。提出前に、必要書類の不足や記載もれがないかを再度確認した上で、ご提出ください。

Q 入所を希望する保育所名は、複数記載しなければならないのですか？

A 必須ではありませんが、記入した保育所のみしか選考できませんので、開所時間・場所等を考慮のうえ、

児童の送迎が可能な保育所をそれぞれ記入してください。

Q 住民票上は別世帯ですが、同居している親族がいます。記入は必要ですか？

A はい。教育・保育給付認定申請書には、同居している方全員について記入が必要です。

Q 就労証明書は、保護者の分のみの提出でよいですか？

A いいえ。父母（保護者）及び同居している方について、就労証明書又は就労していない方の保育の利用を必要とする理由書（就労証明書裏面）の全員分の提出が必要です。

また、入所申込後に就労証明書又は就労していない方の保育の利用を必要とする理由書（就労証明書裏面）の内容について変更がある場合は、あらためて提出いただく必要があります。

Q 就労時間がシフト制で不規則ですが、会社に就労証明書にどのように書いてもらえばいいですか？

A 就労証明書の項目No.6の就労時間（変則就労の場合）に記載したうえで、早番〇時～〇時、遅番〇時～〇時等シフト体制を項目No.14の備考欄に記載してください。就労証明書記載例をご参考ください。

■入所の選考に関すること

Q 4月1日入所の場合、いつの就労実績が基準になりますか？

A 7～9月の実績が直近3カ月の実績基準になります。採用予定等、就労実績がない場合は仮承諾での入所になり、給与明細やシフト表等提出していただき、確認後、承諾期間を変更します。

なお、就労証明書と給与明細による就労実績がかけ離れていて就労していると認められない場合は、退所となる場合があります。

Q 複数の希望園を記載して申込をしましたが、1園だけの希望の方が優先されますか？

A いいえ。入所選考は園ごとに行い、保育の必要性が高い方から選考しますので、1園のみの希望の方が有利ということはありません。（1園のみ希望され入所できなかった場合、他の園に空きがあっても審査の対象になりません。）

Q 保育料や給食費に滞納がある場合は、どうなりますか？

A 分納等の相談に応じることができますが、入所する児童を選考する際、不利益になることがあります。

Q 第2希望の園に決まりましたが、第1希望の園に空きが出たら転園できるのですか？

A いいえ。自動的に転園はできません。転園希望の旨を幼児教育課へご連絡いただき、希望保育園に空きが出た場合、選考対象になります。転園が可能になったら、ご連絡をします。（転園ができない場合は連絡しません。）

Q 申込みの順が早い方が有利ですか？長く「あきまち」しているほど優先されますか？

A 申込みの順番やあきまちの実績は考慮しません。保育の必要性により決定します。

Q 1歳になる令和6年10月に育児休業から仕事に復帰し、令和6年10月から保育園に入所させたいと考えていますが、9月以前の入所希望の方が優先されますか？

A 基本的には保育の必要性により選考をしますが、申込者数が定員を超えた場合は、より早く入所を希望する方を優先する場合があります。

Q 入所申込をしたのですが、入所できませんでした。入所希望の場合は、再度申込書を提出するのですか？

A 提出した申込書は、年度内は有効で翌月以降も入所会議の審査対象になります。そのため、世帯の状況や就労状況が変わった場合などは、選考に関わってきますので、必ず幼児教育課へ連絡してください。

■保育料に関すること

Q 公立保育園と私立保育園で保育料に違いはありますか？

A ありません。ただし、保育料以外に費用がかかる場合がありますので、事前に園にご確認ください。

Q 3歳児以降の保育料はどうなりますか？

A 3・4歳児クラスについては、幼児教育の無償化により保育料が0円となりますが、給食費（副食費）は無償化の対象外となるため、給食費をお支払いいただくことになります。ただし、年収360万円未満相当世帯の児童と全ての世帯の第3子以降の児童（保育所等を利用する最年長児童を第1子とカウントして計算します。）については、副食費は免除されます。

5歳児クラスについては、給食費を含めて保育料は0円となります。

Q ひとり親家庭の保育料は無料ですか？

A 保育料は、保護者の市民税課税額によって決定しますので、無料とは限りません。

Q 祖父母と同居しており、父母の収入が少ない場合、保育料はどうなりますか？

A 父母の収入だけでは生計を維持することが困難な場合（前年の収入が103万円を下回る場合）は、生計を同一にしている同居祖父母のうち家計の主宰者を扶養義務者として保育料を算定します。

■その他

Q ならし保育はいつからですか？期間はどの程度ですか？

A 入所日以降です。ならし保育の期間や内容は、児童の年齢や園により異なります。1～2週間程度が多いですが事前に確認し、就労との調整にご留意ください。入所日以前にならし保育を行うことはできません。

Q 入所申込後、就労先の変更や世帯の状況に変更があった場合はどうすればいいですか？

A 保育認定に関わりますので、就労状況や世帯の状況（婚姻や離婚等）に変更があった場合、速やかに幼児教育課に連絡してください。

ご連絡いただけない場合、虚偽の申込みをしたと判断し、保育所入所の決定が取り消されることがありますので、ご注意ください。

問い合わせ先

伊東市教育委員会 幼児教育課

☎0557-32-1951

メールアドレス youji@city.ito.shizuoka.jp